

久喜市しょうぶ会館条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例	現行条例（旧）								
<p>○久喜市しょうぶ会館条例</p> <p style="text-align: right;">平成22年3月23日 条例第115号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 住民の文化的向上と社会福祉の増進を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第40条の趣旨に基づき、隣保館及び児童館を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 隣保館及び児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="250 879 1120 975"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しょうぶ会館</td> <td>久喜市菖蒲町菖蒲1077番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（業務）</p> <p>第3条 しょうぶ会館（以下「会館」という。）は、第1条の設置目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活改善、職業補導及び文化の向上に関すること。 (2) 保健衛生に関すること。 (3) 青少年の指導及び育成に関すること。 (4) 児童（法第4条に規定する児童をいう。以下同じ。）の心身の健全 	名称	位置	しょうぶ会館	久喜市菖蒲町菖蒲1077番地1	<p>○久喜市しょうぶ会館条例</p> <p style="text-align: right;">平成22年3月23日 条例第115号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 住民の文化的向上と社会福祉の増進を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第40条の趣旨に基づき、隣保館及び児童館を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 隣保館及び児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1146 879 2016 975"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しょうぶ会館</td> <td>久喜市菖蒲町菖蒲1077番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（業務）</p> <p>第3条 しょうぶ会館（以下「会館」という。）は、第1条の設置目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活改善、職業補導及び文化の向上に関すること。 (2) 保健衛生に関すること。 (3) 青少年の指導及び育成に関すること。 (4) 児童（法第4条に規定する児童をいう。以下同じ。）の心身の健全 	名称	位置	しょうぶ会館	久喜市菖蒲町菖蒲1077番地1
名称	位置								
しょうぶ会館	久喜市菖蒲町菖蒲1077番地1								
名称	位置								
しょうぶ会館	久喜市菖蒲町菖蒲1077番地1								

な育成指導に関すること。

- (5) 図書の閲覧及び貸出しに関すること。
- (6) その他会館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する
こと。

(職員)

第4条 会館に、館長及びその他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 会館には、適正な運営を図るため、久喜市しょうぶ会館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の構成その他運営について必要な事項は、規則で定める。

(休館日)

第6条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、会館の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。

- (1) 金曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(こどもの日を除く。)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

な育成指導に関すること。

- (5) 図書の閲覧及び貸出しに関すること。
- (6) その他会館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する
こと。

(職員)

第4条 会館に、館長及びその他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 会館には、適正な運営を図るため、久喜市しょうぶ会館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の構成その他運営について必要な事項は、規則で定める。

(休館日)

第6条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、会館の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(こどもの日を除く。)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用対象者)

第7条 会館を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に勤務する者

(利用の許可)

第7条 会館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) 行商、募金、その他これらに類する行為をすることが目的であると認められるとき。
- (2) 興行を行うことが目的であると認められるとき。
- (3) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認めるとき。
- (4) 会館の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会館の設置の目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡の禁止)

第8条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反するとき。

(3) その他市長が適当と認めた者

(利用の許可)

第8条 会館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) 行商、募金、その他これらに類する行為をすることが目的であると認められるとき。
- (2) 興行を行うことが目的であると認められるとき。
- (3) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認めるとき。
- (4) 会館の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会館の設置の目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡の禁止)

第9条 前項第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反するとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(3) 会館の利用について、善良な管理が行われていない等管理上特に必要があると認められたとき。

2 市長は、利用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 会館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、児童が会館を利用する場合は、無料とする。

(使用料の免除)

第11条 市長は、会館の利用で、当該利用が営利及び興行を目的とせず、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、当該会館の使用料を免除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、会館を公用又は公共用に供するとき。

(2) 災害その他緊急事態の発生により、会館を応急施設として短期間使用させるとき。

(3) その他市長が認めるとき。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により、会館を利用することができなかった場合は、当該使用料の一部又は全部を還付することができる。

(2) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(3) 会館の利用について、善良な管理が行われていない等管理上特に必要があると認められたとき。

2 市長は、利用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 会館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、児童が会館を利用する場合は、無料とする。

(使用料の免除)

第12条 市長は、会館の利用で、当該利用が営利及び興行を目的とせず、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、当該会館の使用料を免除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、会館を公用又は公共用に供するとき。

(2) 災害その他緊急事態の発生により、会館を応急施設として短期間使用させるとき。

(3) その他市長が認めるとき。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により、会館を利用することができなかった場合は、当該使用料の一部又は全部を還付することができる。

(遵守事項及び市長の指示)

第13条 市長は、会館の利用者の遵守事項を定め、及び会館の管理上必要があると認めるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(損害賠償等)

第14条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用又は閲覧中に会館若しくは設備を損傷し、又は会館の物品を亡失し、若しくは損害したときは、これを修理し、若しくは原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の菖蒲町隣保館・児童館条例(昭和60年菖蒲町条例第2号)又は菖蒲町使用料条例(昭和58年菖蒲町条例第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 (第10条関係)

区分	午前	午後	夜間
	(午前8時30分～正)	(午後零時30分～午)	(午後5時30分～午)

(遵守事項及び市長の指示)

第14条 市長は、会館の利用者の遵守事項を定め、及び会館の管理上必要があると認めるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(損害賠償等)

第15条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用又は閲覧中に会館若しくは設備を損傷し、又は会館の物品を亡失し、若しくは損害したときは、これを修理し、若しくは原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の菖蒲町隣保館・児童館条例(昭和60年菖蒲町条例第2号)又は菖蒲町使用料条例(昭和58年菖蒲町条例第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 (第11条関係)

区分	午前	午後	夜間
	(午前8時30分～正)	(午後零時30分～午)	(午後5時30分～午)

	午)	後5時)	後10時)
小ホール	900円	950円	1,200円
生活改善室	700円	800円	900円
研修室	500円	600円	700円
和室	500円	600円	700円

備考 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで連続して同一施設を利用する場合は、各利用時間の間の時間は利用時間から引き続き利用できるものとし、当該時間に係る使用料は徴収しない。

	午)	後5時)	後10時)
小ホール	900円	950円	1,200円
生活改善室	700円	800円	900円
研修室	500円	600円	700円
和室	500円	600円	700円

備考 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで連続して同一施設を利用する場合は、各利用時間の間の時間は利用時間から引き続き利用できるものとし、当該時間に係る使用料は徴収しない。